

議案第三号

予防接産料金徵收条例制定に付て  
予防接産料金徵收条例を次りより制定する

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長

坂

出

雅



昭和二十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長天野廉



予防接種料金徴収条例

第一条 本町は予防接種法による被接種者からこの条例の定めるところにより実費に相当する料金を徴収する

第二条 料金は左の区介りよつて徴収する

一 種 痘	一回(初回免疫)	三十円以内
二 陽 子 フ ス パ ラ ナ フ ス	一回(追加免疫)	二十円以内
三 結 核	一回(ツベルクリン)	三十円以内
四 ツ プ テ リ ヤ	一回(初回免疫)	五十円以内
	一回(追加免疫)	二十円以内
	一回(追加免疫)	三十円以内
	一回(追加免疫)	百円以内

第三条 左の各号の一に該当する者に対しては予防接種料金を徴収しない

- 一 生活貧困のため公費による扶助を受けている者
- 二 其の他経済的理由によりその費用を負担することができないと町長が認める者

- 1 この条例は公布の日より施行する
- 2 本条例の適用に關する条例(昭和二十八年三朝町条例第五号)中予防接種手数料金徴収条例は廃止する